

証書官任令(二名)

内閣人第二〇八号

起案

平成二九年一月二日 七日

決定	平成二九年一月二日 八日
上奏	平成 年 月 日
裁可	平成 年 月 日

施行

平成 年 月 日	平成 年 月 日
----------	----------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五



内閣総務官



麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

小野寺 国務大臣

鈴木 国務大臣

野田 国務大臣

齋藤 国務大臣

江崎 国務大臣

松山 国務大臣

上川 国務大臣

世耕 国務大臣

小此木 国務大臣

茂木 国務大臣

河野 国務大臣

石井 国務大臣

梶山 国務大臣

吉野 国務大臣

林 国務大臣

中川 国務大臣

菅 国務大臣

高等裁判所長官

深山卓也

竹内裕子

内閣

最高裁判所判事に任命する

(宮崎裕子)

(以上一月九日予定)

内閣

1丁									裁判所			
年	号	月	日	事	項	庁	名	出生地	現住所	本籍		
六〇		四	一三	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	内閣							
五九		四	一	兼ねて函館家庭裁判所判事補に補する	〃							
〃		〃	〃	函館地方裁判所判事補に補する	最高裁判所							
〃		〃	一三	東京地方裁判所判事補に補する	内閣							
〃		〃	一二	判事補に任命する	〃							
〃		四	一	司法修習生の修習終了	最高裁判所							
〃		四	一	司法修習生を命ずる	〃							
〃		一〇	八	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会							
〃		三	二八	東京大学法学部卒業								
								旧氏名	出生年月日	氏名		
									昭和二十九年九月二日	深みやま たくや		

2丁		裁 判 所													
		〃				〃	〃	平成二	〃	〃	〃		〃	昭和六〇	年 号
		四				〃	〃	四	〃	〃	四		三	四	月
		一				〃	〃	一	〃	〃	一		二五	一三	日
那覇簡易裁判所判事に補する	兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する	那覇地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	東京地方裁判所判事に補する	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	兼官を免ずる	公害等調整委員会事務局審査官補佐を命ずる	総理府事務官に兼ねて任命する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	函館簡易裁判所判事に補する	事 項
〃			最高裁判所				内 閣	公害等調整委員会	〃	公害等調整委員会	法 務 省	〃		最高裁判所	庁 名

深 山 卓 也

3丁		裁 判 所											
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平成	四	四	一三	判事兼簡易裁判所判事に任命する	内	閣	深 山 卓 也						
年	〇	一	九	那覇地方裁判所判事に補する									
〇	〇	〇	〇	兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する									
〇	〇	〇	〇	福岡高等裁判所判事の職務代行を命ずる									
〇	〇	〇	〇	福岡高等裁判所那覇支部勤務を命ずる									
〇	〇	〇	〇	東京地方裁判所に補する									
〇	〇	〇	〇	東京簡易裁判所判事に補する		最 高 裁 判 所							
〇	〇	〇	〇	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する									
〇	〇	〇	〇	法務省民事局参事官に充てる		法 務 省							
〇	〇	〇	〇	法制審議会幹事に併任する									
〇	〇	〇	〇	平成八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する									
〇	〇	〇	〇	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする									
〇	〇	〇	〇	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任する									

4丁						裁 判 所								
〃			〃		〃			〃			平成		年	
九			〃		一〇			〃			九		号	
一八			九		一			一〇			一		月	
法制審議会幹事に併任する	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	任する	平成十年司法書士試験委員(筆記試験担当)に併任する	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	する	平成十年司法試験(第二次試験) 審査委員に併任する	併任の期間は平成九年十二月三十一日までとする	任する	平成九年司法書士試験委員(筆記試験担当)に併任する	併任の期間は平成九年十二月三十一日までとする	する	平成九年司法試験(第二次試験) 審査委員に併任する	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	事
〃	〃			〃			〃			〃			法務省	項
													〃	庁
														名

深山卓也

6丁		裁 判 所														
		一四	〃			〃			〃	〃		〃	平成一三	年 号		
		一	〃			〃			〃	〃		〃	一	月		
		七	一五			九			〃	六		〃	五	日		
併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする	併任する	平成十四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	法制審議会幹事に併任する	併任の期間は平成十三年十二月三十一日までとする	併任する	平成十三年司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成十三年十二月三十一日までとする	任する	平成十三年司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	法務省大臣官房参事官に充てる	併任は終了した	平成十三年一月五日限りをもって法制審議会幹事の	平成十三年一月五日限りで法務省民事局参事官に充てることを解く	併任は終了した	平成十三年一月五日限りで法務省民事局参事官に充てることを解く	事 項
〃			〃	〃			〃			〃	〃	法務省	〃	〃	法務省	庁 名

深山卓也

	年 号		月		日		事 項		庁 名					
	年	号	月	日	事	項	庁	名						
	〃	一四	四	一	〃	一五	〃	〃	〃					
	二	〃	六	二	〃	一五	〃	〃	〃					
	七	〃	二四	二	〃	一五	〃	〃	〃					
	に充てる	かねて法務省大臣官房審議官（心得）（民事局担当）	併任の期間は平成十五年十二月三十一日までとする	併任する	平成十五年司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成十五年十一月三十日までとする	任する	平成十五年司法試験（第二次試験）審査委員に併任する	併任の期間は平成十四年十一月三十日までとする	当）に併任する	検察官特別任用審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する	法務省民事局民事法制管理官に充てる	法務省	深山卓也
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	法務省	深山卓也	

8丁										裁 判 所			
	〃			〃		〃		〃		平成一五	[Redacted]	年	
	一六											号	
	一			六		〃			四	二		月	
	八			一八		三〇			一	二六		日	
併任する	平成十六年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に	併任の期間は平成十五年十一月三十日までとする	当）に併任する	検察官特別任用審査会試験委員（検察官特別考試担	任を解除する	平成十五年度司法試験（第二次試験）考査委員の併	てる	法務省大臣官房審議官（心得）（民事局担当）に充	東京高等検察庁検事に配置換する	法制審議会幹事の併任を解除する		法制審議会臨時委員に併任する	事
		〃			〃	〃				法務省		項	
												庁	
												名	

深山卓也

11丁		裁 判 所								
年	号	月	日	事 項					庁 名	
二 三	二 二	七	一 三	二 一	二 一	二 〇	一 六	三 〇	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所
一	七	四	一	最高検察庁検事に配置換する	ることを解く	法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）に充て	法務省大臣官房司法法制部長に充てる	併任を解除する	平成十九年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の	法務省
一	一三	一	一	法務省大臣官房司法法制部長に充てる	判事に任命する	東京高等裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	内閣	内閣	内閣

深 山 卓 也

12丁		裁 判 所																
〃	二九		〃	〃		〃	〃	〃		〃		〃	平成二四		年			
三			二	一		〃	一〇	九		〃		九	一		月			
一四			二二	一		〃	二	二七		二七		二五	一		日			
高等裁判所長官に任命する		さいたま地方裁判所長を命ずる さいたま地方裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する 部の事務を総括する者に指名する 東京高等裁判所判事に補する 判事に任命する 法制審議会幹事に併任する 法制審議会幹事に併任する 法制審議会臨時委員に併任する 法務省民事局長に充てる 検事一級（最高検察庁検事）に任命する 部の事務を総括する者に指名する 部の事務を総括する者に指名する																
内	閣	〃		〃	最高裁判所		内	閣	〃	〃		法	務	省	〃	最高裁判所	庁	名
深山卓也																		

2丁										裁 判 所				
年 号	月	日	事 項	序 号	年 号	月	日	事 項	序 号	年 号	月	日	事 項	序 号
昭和六三	四		第一東京弁護士会常議員会（～平成元年三月）		〃	〃		第一東京弁護士会常議員会（～平成元年三月）		〃	〃		第一東京弁護士会常議員会（～平成元年三月）	
平成二	五		第一東京弁護士会弁護士業務対策委員会（～平成十二年三月）		〃	〃		第一東京弁護士会弁護士業務対策委員会（～平成十二年三月）		〃	〃		第一東京弁護士会弁護士業務対策委員会（～平成十二年三月）	
〃			通商産業省産業構造審議会委員（産業資金部会）		〃	〃		通商産業省産業構造審議会委員（産業資金部会）		〃	〃		通商産業省産業構造審議会委員（産業資金部会）	
〃			（～平成十一年）		〃	〃		（～平成十一年）		〃	〃		（～平成十一年）	
〃			東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十年三月）		〃	〃		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十年三月）		〃	〃		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十年三月）	
〃			東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十二年三月）		〃	〃		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十二年三月）		〃	〃		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十二年三月）	
〃			公益財団法人伊藤謝恩育英財団理事（非常勤）（～現在）		〃	〃		公益財団法人伊藤謝恩育英財団理事（非常勤）（～現在）		〃	〃		公益財団法人伊藤謝恩育英財団理事（非常勤）（～現在）	
〃			東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十四年三月）		〃	〃		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十四年三月）		〃	〃		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～平成十四年三月）	
〃			環境省入札監視委員会委員（～現在）		〃	〃		環境省入札監視委員会委員（～現在）		〃	〃		環境省入札監視委員会委員（～現在）	
〃			第一東京弁護士会国際交流委員会（～平成十八年三		〃	〃		第一東京弁護士会国際交流委員会（～平成十八年三		〃	〃		第一東京弁護士会国際交流委員会（～平成十八年三	

竹内裕子

3丁		裁 判 所										
年	号	月	日	事	項	庁	名					
平成一五	一〇	四		東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（平成一五）								
〃	一六	四		成十六年三月）								
〃	一八	四		東京大学法科大学院客員教授（平成一九年三月）								
〃	一九	六		日本弁護士連合会弁護士会等の税務問題検討委員会（平成一九年五月）								
〃	二〇	七		経済産業省総合資源エネルギー調査会臨時委員（平成二十年十二月）								
〃	二一	四		公益財団法人東京財団評議員（平成二十六年六月）								
〃	二二	四		日本弁護士連合会税制委員会（現在）								
〃	二三	四		京都大学法科大学院非常勤講師（平成二十一年三月）								
〃	二四	四		京都大学法政実務交流センター客員教授（平成二十二年三月）								

竹内裕子

4丁				裁 判 所										
年	号	月	日	事	項	庁	名							
平成二二	二二	一二		国際租税協会日本支部理事（〜現在）										
〃	二三	四		公益財団法人渥美国際交流財団評議員（〜現在）										
〃	二四	一〇		新司法試験審査委員（〜平成二十六年十月）										
〃	二六	八		株式会社セブン銀行社外取締役（〜現在）										
〃	二七	六		公益財団法人そらぶちキッズキャンプ評議員（〜平成二十八年六月）										
〃	二八	三		一般社団法人構想日本監事（〜現在）										
〃	二九	二		東京大学法科大学院運営諮問会議委員（〜現在）										
〃	三〇	四		公益財団法人笹川平和財団理事（非常勤）（〜現在）										
〃	三一	六		在）										
〃	三二	八		王子ホールディングス株式会社社外監査役（〜現在）										
〃	三三	四		在）										
〃	三四	二		神戸大学大学院法学研究科非常勤講師（〜現在）										

竹内裕子